５／２９（木）の発表

報道発表資料の配付日時　　５月 29 日（木）　15 時 00 分

発　表　項　目 （行　事　名）	伝染性紅斑警報の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発 表 者	
		発表場所	
概　　要	○　北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しています。 ○　令和７年第 21 週（令和７年５月 19 日～令和７年５月 25 日）において、苫小牧保健所管内の定点医療機関当たりの伝染性紅斑患者報告数が警報基準以上となりましたので、伝染性紅斑警報を発令します。		
参　　考	資料　伝染性紅斑警報の発令について		

報道（取材）に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)道政記者クラブ

担　　当 （連絡先）	北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課 (担当者：松野) ＴＥＬ　ダイヤルイン　0144－77－9941

伝染性紅斑警報の発令について

令和７年５月 29 日（木）15 時 00 分

北海道苫小牧保健所
電 話：0144-77-9941

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和７年第 21 週（令和７年５月 19 日～令和７年５月 25 日）において、管内の定点医療機関当たりの患者報告数が警報基準以上となりましたので、伝染性紅斑警報を発令します。

記

１　定点医療機関当たりの患者報告数（第 21 週速報値）

区分	苫小牧保健所	全　道	全　国
1 定点医療機関当たりの患者数	2.50 人	－　人	－　人
定点医療機関の受診患者総数	10 人	－　人	－　人

２　伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、紅斑を主症状とする発疹性疾患で、両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ病」と呼ばれることもあります。５歳から９歳までの子どもが多く発症し、まず、発熱などの感冒様症状（風邪症状）を呈することが多く、その後、一週間程度してから頬に発疹が現れ、続いて手や足に発疹が見られます。

３　伝染性紅斑の感染予防

発疹が出現したときにはほとんど感染力がありませんので、二次感染防止策の必要はありません。

また、ウイルス排泄期には特徴的な症状を示さないので、実際的な二次感染予防策はありませんが、感染症の予防策として、手洗いの徹底を心がける必要があります。

妊娠中の方などは、流行時期に感冒様症状の方に近づくことを避け、伝染性紅斑を疑う症状がある場合は、医療機関に相談してください。

４　参考

（１）最近５週間における定点医療機関当たりの患者報告数　※（　）内の表示は、「患者/定点」単位：人

	第 17 週 (4/21～4/27)	第 18 週 (4/28～5/4)	第 19 週 (5/5～5/11)	第 20 週 (5/12～5/18)	第 21 週 (5/19～5/25)
苫小牧保健所	6 （ 1.50）	1 （ 0.33）	1 （ 0.25）	7 （ 1.75）	10 （ 2.50）※
全　道	346 （ 3.39）	307 （ 3.10）	293 （ 2.87）	470 （ 4.61）	－　（　－　）
全　国	3,073（ 1.30）	2,727 （ 1.16）	2,680 （ 1.14）	－　（　－　）	－　（　－　）

※第 21 週の患者報告数は速報値。

※全道の伝染性紅斑流行情報は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

（URL: https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/606/data.html）

（２）伝染性紅斑警報とは

【発令基準】警　報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で２人以上となった場合
※　警報発令後は 1 定点医療機関当たりの受診患者数が１以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の小児科定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が警報の発令基準値に達した場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。